

一人ひとりが感染しない、させないために  
(案)

11月25日  
京 都 府

# 1 感染リスクの少ない新たな日常を続けていくために

府内の感染状況は改善基調を維持していますが、いままも新たな陽性者の発生が続いており、一部の地域ではクラスター（集団感染）も発生しています。再び感染拡大を繰り返さないための警戒を続けながら、少しずつ日常生活や社会経済活動を進める「新たな日常」を続けることが必要です。

特に、これから気温が低下する季節を迎え、屋内での活動が増えることで、3密（密閉・密集・密接）による感染リスクはさらに高まります。

冬に備えて感染防止対策を徹底し、一人ひとりが感染しない、させないための慎重な行動をお願いします。

## ① 基本的な感染防止対策を続けてください！

- ・正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用を徹底してください。
- ・人と人との距離（1メートル以上）を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・室内では適切な温度と湿度を保ちながら、こまめな換気による空気の入れ換えを行ってください。

## ② 体調不良を感じたら医療機関に相談してください！

- ・発熱や咳など少しでも体調が悪いときは、ためらわず医療機関に相談し、外出を控えてください。
- ・体調不良や感染を疑う人が、休みが取れる環境を職場や学校で整えてください。

## ③ 外出は感染リスクを避けて慎重に行動してください！

- ・都道府県をまたぐ帰省や旅行、出張等では、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ・できるだけ混雑する場所や時間を避けてください。
- ・高齢者施設や医療機関等への来訪の際は、決められた感染防止対策を必ず守ってください。

## ④ 飲食機会での感染リスクを減らしてください！

- ・長時間に及ばないようにしてください。
- ・会話は正しくマスクを着用して、大声は控えてください。
- ・飲食店の利用は、感染防止対策が講じられている認証店を利用するようにしてください。

## ⑤ ワクチン接種を希望する方は、積極的に接種してください！

- ・発症・重症化予防に効果があるとされるワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください。
- ・ワクチン接種を希望する人が、気兼ねなく接種に行ける環境を職場や学校で整えてください。

## 2 事業者の皆さまへの感染防止対策の要請

(特措法第 24 条第 9 項)

### (1) 店舗や事業所等における感染防止対策

- ・ 感染防止のための業種別ガイドライン等を遵守してください。  
(特措法によらない働きかけ)
- ・ 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を行ってください。
- ・ 居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での感染防止対策を徹底してください。
- ・ 飲食店等を営まれている方は、認証制度に積極的に参加してください。

### (2) 催物（イベント等）の開催における感染防止対策

#### 〔要請内容〕

- ①対象地域： 府内全域
- ②期 間： 令和 3 年 11 月 25 日から当面の間（感染状況に応じて見直す場合がある）
- ③人数上限： **【感染防止安全計画を策定し、京都府の確認を受けた場合】**  
収容定員まで

※感染防止安全計画は、参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超の催物（イベント等）が対象

#### 【上記以外】

- 5,000 人又は収容定員 50%のいずれか大きい方
- ④収 容 率： 大声での歓声等がないことを前提とするもの：100%  
大声での歓声等が想定されるもの：50%

「大声」とは、観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声での歓声等が想定されるもの」に該当

#### 【大声の具体例】

- ・ 観客間大声・長時間の会話
  - ・ スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱
- ※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

#### ⑤事前手続き：【感染防止安全計画を策定】

参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超の催物（イベント等）については、具体的な感染防止策を記載した感染防止安全計画を、主催者等は開催の 2 週間前までを目途に京都府に提出すること。

#### 【上記以外】

感染防止対策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・HP等で公表することとし、主催者等は当該チェックリストをイベント終了日より 1 年間保存すること。

(感染防止安全計画及びチェックリストの様式等については、京都府HPで公開)

※ これまで要請していた全国的な移動を伴うイベントや参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合等における事前の京都府相談窓口への相談は不要となります。